

第 2456/QLLDNN-NBCADNA

日本の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行後の日本への技能実習生送出契約の登録について

ハノイ市、2017年12月21日

日本への技能実習生の送り出しを実施する企業 御中

2017年11月1日に、日本の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行される。当該法律では、技能実習生の実習期間の最大が3年から5年に引き上げられている。海外労働管理局は、契約の登録及び技能実習生リストの承認の取得について、以下のとおり案内する。

I. 契約の登録

1. 初回出国する技能実習生に対する契約期間の最大は3年である（日本側のパートナーが認定された優良な一般監理団体である場合及び特定監理団体である場合の双方に適用される。）
2. 技能実習2号から技能実習3号への移行を登録するために、送出機関は海外労働管理局にて契約を登録する。詳細は以下のとおりである。

a) 契約の条件

- 監理団体は、日本の管轄機関により認定された優良監理団体であること。
- 契約期間は2年であること。
- 技能実習生から徴収するサービス料
 - 送出機関及び監理団体に変更がない場合（受入機関の変更の有無を問わず）、送出機関は技能実習生から追加にサービス料を徴収してはならない。
 - 送出機関又は監理団体機関に変更があった場合、送出機関は労働・傷病兵・社会省の2016年4月6日付オフィシャルレター第1123/LDTBXH-QLLDNN号の定めるところにより技能実習生から追加にサービス料（一人当たり契約期間の1年につき1200米ドルを超えない。）を徴収することができる。ただし、当該追加サービス料の徴収は、契約の登録申請書類に明記する必要がある。
- その他の条件は労働・傷病兵・社会省の2016年4月6日付オフィシャルレター第1123/LDTBXH-QLLDNN号の規定に従う。

b) 契約登録の申請書類

現行の規定による契約登録の申請書類の他に、送出機関は以下の書類を追加提出する必要がある。

- 以下の内容を含む、監理団体との技能実習3号に関する契約の付録又は新たな契約。
 - 実習期間

仮訳：弁護士法人 Global HR Strategy

- 技能実習生 3 号に対する条件
 - 待遇（給与、勤務時間、保健等を含む）
 - 航空券
 - 監理団体が送出機関に支払う管理費用
 - 監理団体及び送出機関の責任及び義務
- 氏名、生年月日、出身地、初回出国日、帰国日、2 回目出国予定日の情報を含む技能実習 3 号へ移行する技能実習生リスト

II. 技能実習 3 号へ移行する技能実習生リストの承認

日本の法令の規定では、技能実習生が技能実習生 3 号に移行する前に、技能実習 2 号を終了した時、1 ヶ月を超える期間、帰国する必要があるとされている。帰国から出国までの期間が 60 日以内である場合、技能実習生はビザの申請が不要であるため、技能実習生リストを再び承認する必要がない。ベトナムでの滞在期間が 60 日を超える場合、技能実習生はビザを取得する必要があるため、日本側に提出する技能実習生リストを承認する必要がある。

外国労働管理局は、送出企業が上記のとおり契約登録を実施した後に、送出機関の要請のとおり技能実習 3 号に移行する技能実習生リストを承認する。

受領先：

海外労働管理局局長代表

上記の通り

副局長

労働・傷病兵・社会問題省副大臣ドアン・マ

ウ・ジエップ氏（報告のため）

ファム・ヴェット・フォン

海外労働管理局の指導者

海外労働管理局に属する機関

海外労働管理局書類保管担当部門